

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

香川県監査委員 林 鍋嶋明 勲  
同 山田正 人  
同 十河 芳直

### 香川県監査委員規程第2号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和47年香川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電子署名記録媒体) 第10条 略	(電子署名記録媒体) 第10条 略
(補則) 第11条 略	<u>(文書の整理)</u> 第11条 <u>文書の分類及び保存期間は、事務局長が別に定める。</u>  (補則) 第12条 略

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。